

令和2年6月19日
警察本部

道路使用許可申請に係る手数料の免除について

1 概要

- 今般、国土交通省において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、地方公共団体と地域住民等が一体となって取り組む路上利用に関し、許可基準を緩和し、道路占用料が免除されることとなった（土木建築局においても免除等することとした。）。
- 道路使用許可についても、交通への影響の度合い、公益性の程度等を踏まえ弾力的に取り扱うこととし、支援の必要性から、広島県警察関係手数料条例第4条第8号により申請手数料を免除することとする。

2 適用規定

広島県警察関係手数料条例

第4条（手数料の免除）

知事は、第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を、～（中略）～第8号に該当する場合は知事が認める手数料を免除することができる。

一～七（省略）

八 その他知事が手数料を免除することが特に必要と認める場合

3 免除の対象となる手数料とその内容

(1) 免除対象手数料

道路使用許可申請手数料：2,400円

(2) 対象者

- ア 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- イ 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体（商店街振興組合、商工会等を含む。）

(3) 免除期間

令和2年6月～11月末